

県北広域振興局長告示第59号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり県道の供用を開始する。

平成30年12月18日

県北広域振興局長 南 敏 幸

- 1 路線名 野田山形線
- 2 供用開始の区間 九戸郡野田村大字野田第25地割字伏津沢4番3地先から第22地割字明内49番1地先まで
- 3 供用開始の期日 平成30年12月25日
- 4 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - (1) 場所 県北広域振興局土木部
 - (2) 期間 平成30年12月18日から平成31年1月18日まで